令和2年5月15日(金曜日)

議事日程 第1号

令和2年5月15日(金曜日)午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第10号 専決処分を報告し、承認を求めることについて

(令和2年度玉村町一般会計補正予算(第4号))

日程第 4 議案第41号 令和2年度玉村町一般会計補正予算(第5号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13人)

1番 小 林 一 幸 君 2番 新 井 賢 次 君 3番 利 幸 君 4番 月 原 田 渡邊俊 沢 浩 一 5番 彦 君 6番 柳 石 内 國 7番 髙 橋 茂樹 雄 君 8番 9番 浅 見 武 久 保 留美子 君 志 君 10番 11番 宇津木 治 宣 君 12番 備前島 久仁子 君

均 君

君

君

三 友 美惠子 君 13番

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 男 君 長 石 川 眞 副 町 古 橋 勉 君 教 育 長 之 君 総務課長 君 角 田 博 石 関 清 貴 企 画 課 長 中 野 利 宏君 健康福祉課長 舛 昌 子 君 田 子ども育成課長 君 萩 原 保 宏 環境安全課長 髙 柳 功 君 経済産業課長 齋 藤 恭 君 学校教育課長 橋 幸 伸 君 高

事務局職員出席者

庶 務 係 兼 議会事務局長 田村 進 岡 部 敦 議事調査係長

庶務係兼議事調査係 平 野 里都子

〇開会 · 開議

午前10時開会・開議

◇議長(三友美惠子君) ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、 これより令和2年玉村町議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

〇日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長(三友美惠子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第127条の規定により、8番髙橋茂樹議員、9番浅見 武志議員の両名を指名いたします。

〇日程第2 会期の決定

◇議長(三友美惠子君) 日程第2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、昨日午後2時30分より議会運営委員会を開催し、審査を行って おりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

髙橋茂樹議会運営委員長。

〔議会運営委員長 髙橋茂樹君登壇〕

◇議会運営委員長(髙橋茂樹君) 令和2年玉村町議会第3回臨時会が開催されるに当たり、去る5月 14日午後2時30分より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたします。

本臨時会に町長から提案される議案は、承認が1件、議案が1件、合わせて2議案が予定されております。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

◇議長(三友美惠子君) 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和2年玉村町議会第3回臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、 本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

〇日程第3 承認第10号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(令和2年 度玉村町一般会計補正予算(第4号))

◇議長(三友美惠子君) 日程第3、承認第10号 専決処分を報告し、承認を求めることについて (令和2年度玉村町一般会計補正予算(第4号))を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長(石川眞男君) おはようございます。早速、承認第10号 令和2年度玉村町一般会計補正 予算(第4号)における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月1日付で専決処分したもので、 同条第3項の規定により本臨時会において報告し、承認を求めるものでございます。

補正内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に36億5,574万9,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を145億6,892万1,000円と定めるもので、新型コロナウイルス感染 症拡大の影響に伴う国の家計への支援策として、国民1人当たり10万円の特別定額給付金の給付を 行うために必要な事業費及び事務費について計上したものでございます。

なお、財源につきましては、全額国費での対応となっております。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議長(三友美惠子君) 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

〇日程第4 議案第41号 令和2年度玉村町一般会計補正予算(第5号)

◇議長(三友美惠子君) 日程第4、議案第41号 令和2年度玉村町一般会計補正予算(第5号) を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長(石川眞男君) 議案第41号 令和2年度玉村町一般会計補正予算(第5号)について説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に2億410万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 147億7,302万7,000円と定めるものでございます。

初めに、国においては新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、地方公共団体が地域の実情に応じて感染症拡大の影響を受けた地域経済や住民生活を支援し、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう総額1兆円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設しました。そして、各地方公共団体においては、地方創生を図るため本交付金の趣旨を十分に踏まえ、本交付金を有効に活用して事業の実施に取り組むこととしております。

本補正予算では、この地方創生臨時交付金を活用した町独自の施策について、子育て世代や事業者 向けの施策を中心に全11事業を計上するとともに、国の施策について1事業を計上し、一日も早く 町民の皆様に支援が届けられるよう提案させていただくものでございます。

それでは、具体的な取組内容についてご説明申し上げます。まず、総務費では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、内定取消しとなった学生や離職者を優先に、緊急雇用対策として会計年度任用職員を若干名採用するものでございます。

また、乗合タクシーたまりんの感染症拡大防止対策として、乗務員及び乗客用の手指消毒剤や客席用の除菌消毒剤を設置し、利用者の安全確保を図るものでございます。

次に、企画費では、自粛要請や休業要請に伴い町内飲食店の来客者が激減する状況を受け、ウェブ サイトの活用によるテークアウトアンドデリバリーの宣伝広告や、情報誌にクーポン付き広告を掲載 し、各店舗の利用促進を支援するものでございます。

次に、民生費では、学校の臨時休業や保育所等の登園自粛要請等により、子供たちが家庭で過ごす時間が長期化し、経済的負担が重くなっていることから、生活支援が急務となっている低所得世帯の高校生以下の子供1人当たりに2万円を給付するとともに、広く家計への支援策として中学生以下の子供1人当たりに1万円を給付するものでございます。

また、国の施策として、児童手当を受け取る世帯の子供1人当たりに1万円を給付してまいります。 次に、衛生費では、依然として慢性的なマスク不足が続く中、今後の感染症拡大に備えるため、一 般用マスクの備蓄を早期に行うものでございます。

次に、商工費では、緊急経済対策として感染症の影響を受けた小規模事業者に対して10万円の助成を行うとともに、町内事業者への発注を条件とした住宅等のリフォーム支援を行うものでございます。

次に、消防費では、頻発する自然災害時に備え、避難所における安全確保や感染防止の両立を図るため、手指消毒剤やマスク等の保健衛生用品をはじめ、濃厚接触や飛沫感染を回避するための隔離スペース等の確保として、段ボール仕様の簡易間仕切りの備えを行うものでございます。

次に、教育費では、今後の学校再開を見据え学校安全確保の観点から、感染症拡大防止の緊急対策 として、町内小中学校の全児童生徒に携帯用除菌ハンドスプレーを配布するとともに、子供たちの基 本的な感染防止対策の意識啓発を図るものでございます。

以上が補正内容となりますが、これらの財源の手当といたしましては、国庫補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1億1,500万円を見込むとともに、不足する財源の確保として、財政調整基金からの繰入れ4,000万円のほか、前年度の繰越金を予定しております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長(三友美惠子君) 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

2番新井賢次議員。

[2番 新井賢次君発言]

◇2番(新井賢次君) 今のご説明の中で、1億1, 500万円を見込むということです。その1億1, 500万円が昨日の説明で、国から目安として提示された金額だと、こういうお話がありました。この金額の決め方というか、根拠みたいなものについて何か説明していただけるのでしょうか。

というのは、この交付金の申請に当たって、交付方法としては実施計画に掲載された事業のうち、 国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対して、交付限度額を上限として交 付金を交付するということと、それから交付限度額としては、人口、財政力、新型コロナウイルスの 感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に基づき算定と、こうあるのですが、この言葉が1億 1,500万円の中にどういう形で根拠になっているのか教えてください。

△≇ㅌ	(三友美重子尹)	仕組いたし	++
< > 三幸 長	(-	1/1/ 真貝 レン / ご ー 。	生 1

午前10時13分休憩

午前10時14分再開

◇議長(三友美惠子君) 再開いたします。

◇議長(三友美惠子君) 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長(石関清貴君) それでは、お答えいたします。

平成27年の国勢調査の人口をベースとして計算されております。直近の国勢調査が平成27年の国勢調査ということでありますので、その玉村町の人口をベースに計算されておりまして、それに対して国のほうが幾つかの係数を掛けて今回の約1億1,500万円の金額を出していると。それには、玉村町で発生した新型コロナウイルスの感染者の割合ですとか、そういったものも加味されているということで、実際には町村レベルでは玉村町は感染数が多いということもありますので、町村レベルとしては若干多めの交付額になっているのかなと。そのほかたくさんいろんな係数が掛けられていまして、それは国のほうが定めた計数に基づいて計算されているということであります。

◇議長(三友美惠子君) 2番新井賢次議員。

[2番 新井賢次君発言]

◇2番(新井賢次君) それで、平成21年に地域活性化経済危機対策臨時交付金というのが10年ほど前にありました。そのときも、今回と同じ1兆円の補正予算がついて、今回と全く同じ方法で実施計画に基づいて補助したと。そういうことで、その時点で玉村町が1億3,500万円もらっているのです。群馬県全体で74億8,000万円、約1.8%だったのですが、私はこのときの状況よりは、今課長がおっしゃったように、感染者が群馬県の中で玉村町でも率がそれなりに多いということなので、総額は同じ1兆円なのですが、このときの金額より玉村町としてもっと交付金があるのではないかと、こういうふうに思っていたものですから、お聞きしました。

それともう一点、その実施計画に掲載された事業についてということで、この実施計画書というの を今5月末に出すことになっているのです。ということは、その出した結果によって、この確定する 金額が変わってくるということなのでしょうか。

◇議長(三友美惠子君) 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長(石関清貴君) お答えいたします。

うちのほうで出した計画が全て該当になるかというのは、まだ分からない部分もございますので、 場合によっては変更される可能性もあるということだというふうに認識しております。

◇議長(三友美惠子君) 2番新井賢次議員。

[2番 新井賢次君発言]

◇2番(新井賢次君) それで、その計画の実施期間は令和2年の4月から来年の3月までだと、こ

ういうふうに交付、この中に書いてありますが、この時点で今回この実施計画というのは対象事業一覧表を出すのですか。これが元なのですか。この内容ですか、国に出す実施計画というのは。5月中に出せということですから、もうできているのだと思うのですけれども、これと全く違うものつくっているということなのですか。

◇議長(三友美惠子君) 休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時19分再開

◇議長(三友美惠子君) 再開いたします。

◇議長(三友美惠子君) 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

- ◇総務課長(石関清貴君) 失礼しました。計画書の様式というのは、国から定められた様式がございますので、そのもの自体は別のものということだと思いますが、金額等については同じものであるということであります。
- ◇議長(三友美惠子君) ほかに質疑ございますか。

7番石内國雄議員。

[7番 石内國雄君発言]

◆7番(石内國雄君) 14ページの小規模事業者緊急支援事業のところで、小規模事業者というふうに書いてあって、説明書のほうでは個人店舗も含むというふうに書いてあるのですが、この中小企業、小規模事業者の定義がどういう定義の内容なのかということと、あとこれ2月から7月に対しての売上げの関係というので説明を受けているのですが、2月から7月という形にした経緯の話、それからこれの手続をどのような形で手続をするのか、または申請期限はいつ頃までなのか、その辺のところと、あと各事業者への周知の方法はどのように考えているのかについて質問します。

◇議長(三友美惠子君) 経済産業課長。

[経済産業課長 齋藤 恭君発言]

◇経済産業課長(齋藤 恭君) お答えいたします。

まず、小規模事業者というところにつきましては、法律の中でも定められている部分がございます。 サービス業等であれば、事業主を除いて常時使用する方が5名以下という基準が1つございます。そ うした方々を対象とさせていただくということで、現状考えさせていただいております。

それから、期間の関係でありますけれども、これは早くにということで、2月以降影響が出てきているものであろうということから、その減額となります時期の開始につきましては2月以降というこ

とで考えております。その中で、また7月までということで切らせていただきましたのは、ひとまず7月までで影響が出ております方、この方を対象にということで現状考えさせていただいたところでありますので、そこで一度期間の設定をさせていただいたというところでございます。

それから……

[「期限の周知」の声あり]

◇経済産業課長(齋藤 恭君) 失礼しました。それから、申請の関係でございますけれども、今現在書式等を作成している段階でございます。できますれば、来週から手続させていただければということでは考えておりますが、手続の方法につきましては事業者の方から申請書をいただき、必要な書類等という中でいきますと、今回につきましては減少している方というところが必要になってまいりますので、その部分が確認できるような書面は、添付書類としてはいただくということで考えております。

そうした中で申請いただいて、こちらの役場の中の手続、それから金融機関の手続ということにもなりますが、でき得るだけ早くに振り込みという形で、事業者の方の口座へ振り込みさせていただきたいということで考えております。

それと、こちらからのご案内ということでありますけれども、1つには町で一番大きな広報紙というのがまず一番にありますので、そちらへの掲載と、それからメルたま、あるいは地元であります商工会の会報、そうしたネットワークを通じてご案内できればというふうに考えております。

◇議長(三友美惠子君) 7番石内國雄議員。

[7番 石内國雄君発言]

◆7番(石内國雄君) 申請の期限については、ちょっと答えがなかったのであれなのですけれども、 定額給付なんかですと、届いてから3か月以内の請求というような形になっていますし、それから今 現在も支給が、来週からですか、始まる予定のものについてはホームページでダウンロードして既に 申請書も出るし、今月の末には郵送で送られるという形です。

中小事業者ということは、まず法人の方も入っていると思うのですが、その方々への周知というのは、実際に困っている方はそれぞれ手を挙げていただけるのだと思うのですけれども、どのように細かく周知するかによって、対象者の方が出てくるかというのが違ってくるかと思います。

また、現在新型コロナの関係では、手続の簡素化とか、そういうような形でいろいろ手を打たれているので、同様なものなのかなと思いますが、伊勢崎市のほうではそういう同じようなものが始まっていまして、申請書のほうでは10万円という金額が入っていて、それぞれ書くような形のものがもう出ています。それと同じものかなという感じはしているのですけれども、どう事業者の方に周知していくのかというのをぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

あと、その期限というものははっきりさせないと、7月まで、7月の前に期限が来るわけがないと 思うのですが、その状況によっていつまで有効なのかというのが、事業者の方にちょっとしっかりし ていただきたいなというふうに思います。

あともう一つ、ちょっと確認しておきたいのですが、特別定額給付金については、これは法律上非 課税という形で、所得税とか、そういうのが課税されないことになっているのですが、これは事業者 に対する収入の補助ということになるので、課税はされるということで確認をまずしておきたいので すが、それもしその場合には、支給を受ける方々に、これは来年の例えば所得税の確定申告だとか、 法人税の申告のときには収入にのせなければいけないのですよということであれば、その部分も周知 しておかなければまずいと思いますので、その辺はどうなっているのかをちょっと確認させてくださ い。

◇議長(三友美惠子君) 経済産業課長。

[経済産業課長 齋藤 恭君発言]

◇経済産業課長(齋藤 恭君) お答えいたします。

先ほど1点、期限のほうで漏れてしまいました点でございますけれども、今現在7月末までの実績でということで考えてさせていただいております。ですので、こちらへの手続の期限は9月末までを今のところ見込んでおります。

続きまして、支払われます10万円の税金上の取扱いということでございますけれども、先般国税 庁のほうからもお達しが来ております。10万円につきまして、減額をしたところへの支給をすると いう部分につきましては、課税対象であるという内容で伺っております。ただし、1年通して実際に その事業者の方がどういった所得状況であったのか、当然その10万円を足しても、赤字であれば所 得税等が課税されるということはないとは思いますけれども、その後の経営状況いかんによりまして は、10万円加算された部分で所得税の算出の基にされるということで伺っております。

◇議長(三友美惠子君) 7番石内國雄議員。

[7番 石内國雄君発言]

◇7番(石内國雄君) ありがとうございました。

あと、申請方法は書面での申請になるのでしょうか。たしか特例定額給付金については、この時期ですので、なるべく面接を避けるという形で、郵送等で出してもらうとか、あとはインターネットを通じて申請してもらうとかという形になるのですが、中小企業へのこの支援については、書面でそれで経済産業課の窓口でというような取扱いになるのでしょうか、その辺のところ確認お願いします。

◇議長(三友美惠子君) 経済産業課長。

[経済産業課長 齋藤 恭君発言]

◇経済産業課長(齋藤 恭君) お答えいたします。

現状では、書面での申請ということを想定しております。ということでございますので、経済産業課、受付は主には勤労者センター内にあります商工労働係になりますけれども、そちらにご持参いただくか、あるいは郵便で郵送いただくかということを想定しております。

◇議長(三友美惠子君) ほかに質疑ありませんか。

5番渡邉俊彦議員。

[5番 渡邉俊彦君発言]

◇5番(渡邉俊彦君) 同じ項目なのですけれども、この小規模事業者が事業を開始したのが例えば 1月に、あるいは暮れにとか、実績がないわけです。それで、コロナの関係で実績がなくて、さらに 営業していても収入につながらないと、そんな事業者の対応はどんなふうに考えていますか。

◇議長(三友美惠子君) 経済産業課長。

[経済産業課長 齋藤 恭君発言]

◇経済産業課長(齋藤 恭君) お答えいたします。

小規模の事業者ということで、今回につきましては昨年度末、こちらから既に営業されている方ということで、ある程度の線を引かせていただいております。大変心苦しいところではございますけれども、それ以降に事業を開始したという方につきましては対象から外れてしまうという、そういったものとしております。

- ◇議長(三友美惠子君) ほかに質疑ありますか。
 - 12番備前島久仁子議員。

[12番 備前島久仁子君発言]

◇12番(備前島久仁子君) 8ページ、会計年度任用職員緊急雇用対策事業について伺います。

この約4名を想定しているということでありますけれども、離職者と、そして内定取消しになった方、雇用の対策ということであります。就活してやっと内定を受けた学生が、この4月から内定を取り消しされて就職ができないと、仕事ができない、そういうことのための緊急対策の事業だと思いますけれども、現実に内定取消しされた、あるいは離職、解雇された、そういう方が玉村町に今救済を求めているといいますか、何か対策はないのかということで、問合せなどはどのくらい来ているのか。そして、これは4名の予算を取っておりますけれども、4名にしては大変少額であります。いっときのパートタイムの雇用ということだと思いますけれども、これはまた申込み順で受け付けるのか、その辺のことの詳しい明細をお願いします。

◇議長(三友美惠子君) 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長(石関清貴君) お答えいたします。

現状として、そういった問合せ等が来ているかということにつきましてですけれども、現実問題としてうちのほうに直接、総務課のほうにそういったことでの問合せというのは、今のところまだないという状況であります。ただ、一般的に新聞報道とかテレビの情報とか、そういったところでかなりコロナウイルスの関係で雇用を絶たれてしまったとか、そういったような方とか、内定を取り消されてしまって仕事ができないというような方についての報道がなされているということもありますので、

一応募集をかけて、そういう方がいらっしゃれば、そういう方のほうを雇用していきたいというようなことであります。

金額等につきましては、会計年度任用職員のほうで規定されております時給ですとか、そういった ものを対象に計算をさせていただいております。でありますので、4名ということで今は想定してお りますけれども、こちらのほうの金額で算定をさせていただいたということでございます。

◇議長(三友美惠子君) 12番備前島久仁子議員。

[12番 備前島久仁子君発言]

◇12番(備前島久仁子君) この4月からの内定取消しという学生もいるかと思いますけれども、 今就活している大学4年生なんかも、来年の4月からの内定取消しが、もう見合わせるということで 通知を受けている人たちもいまして、大変学生にとっては厳しい状況になっているわけです。これか ら就職という学生たちにとってみれば、先が見えないような本当に不安を抱えているような状態もあ りますので、来年の4月からの、就活は始まったばかりでありますけれども、もう雇用しないという 企業がどんどん出てきておりますので、そういうことも懸念して、今後も対策していただければと思 います。

- ◇議長(三友美惠子君) ほかに質問ありますか。
 - 11番宇津木治宣議員。

[11番 宇津木治宣君発言]

- ◆11番(宇津木治宣君)14ページの先ほどの小規模事業者の売上げが落ちた人にということで......
- ◇議長(三友美惠子君) マイク上げてください。
- ◇11番(宇津木治宣君) ということで、非常に歓迎するところです。ただ、伊勢崎市では既にその制度が始まっているのですけれども、この手続が何月の売上げが20%減ったと、個人商店のいろいろ様々なことだと、20%減ったということを証明するのが非常に難しい。月の売上げが幾らというのはそう簡単に、売掛金とかいろいろそういう会計上の処理があって、市が要求する書類を作るのが大変で、10万円もらうのにこんな大変なことをするのかというような悲鳴が上がっている現実があるのですけれども、私も商売をして個人商店やっていましたから、何月の売上げが幾らだったかということは、なかなか証明が難しいのです。年間を通しての、要するに収支内訳書とか何かで額は幾らだというのは分かるのですが、何月が何だったというのは、税務署に申告する場合でもないのです。恐らく4人ぐらいの個人商店だと正直言ってうろ覚えなことで、帳簿もはっきりこれがこういうことでということで証明するのが非常に難しいという悲鳴が上がっているのですけれども、玉村町においてはどのような対策を考えるのか、その辺を十分配慮した申請書類にしていただきたいということですけれども、どうでしょうか。
- ◇議長(三友美惠子君) 経済産業課長。

[経済産業課長 齋藤 恭君発言]

◇経済産業課長(齋藤 恭君) お答えいたします。

売上げの月ごとの締めといいますか、その辺りにつきましては当然それぞれの方々、確定申告等していただいているというふうにも思っております。その中で、月ごとの売上げが幾らであったかというところは、でき得る限り把握していただければということは、私どもからするとお願いという部分になってしまいますけれども、現状では思っております。ただ、今回そういった状況が整っていないと、前年度についてはなかなかそこまで月ごとの売上げがまとめられていないという方も当然いらっしゃるかとは思っております。そうした場合にはどうするかということでございますけれども、現状ほかの国、あるいは県の助成金などにつきましても、1年間通しで幾らというのが出ない場合につきましては、単月の売上げを12倍してということでも対応しているところもあるようでございますので、なるべく町内の事業者の方が対応できるような形で、こちらも対応させていただければというふうには今のところ考えております。

◇議長(三友美惠子君) 11番宇津木治宣議員。

[11番 宇津木治宣君発言]

◇11番(宇津木治宣君) そういうような現状で中小の零細企業だと、そういう会計書類も比較的ルーズな部分もあるのです。そういうこともあるので、かっちりこれは証拠書類を示せと言われても、なかなか整わないというケースもあるので、その辺こういう経済対策ですから、十分その部分も含めて、申請者があまりにも経理的な負担、書類の負担をすることのないような方策を考えていただきたいと思います。

◇議長(三友美惠子君) ほかに質疑。

新井議員は3回終わりましたので、1議案に3回まで。終わりました。

6番柳沢浩一議員。

[6番 柳沢浩一君発言]

◇6番(柳沢浩一君) 何点かだけ気になった部分について質問いたします。

非常に広範囲にわたる子育て、あるいは中小事業者に対する支援等々、様々な多岐にわたる分野について、セーフティーネット等までいくかどうか分かりませんけれども、頑張っていただいたなと。これは、埋蔵金があったということだというふうに理解もするし、そういうことでは何もなくいろいろやりくりをした結果、これだけのことができるようになったのだというふうに私も理解をするところでありますけれども、何点か欠けている部分があるので、その点について。

人間が携わる職業は、非常に多岐にわたるものでありまして、それらを全て網羅して完璧な対応をするのは、これは難しい。そのことについては、私もよく理解しているつもりでありますけれども、簡単なことで申し訳ありませんが、では例えば農業者は、これ1行も出てこないからちょっと一応聞いてみるのですが、一人一人の農業者は、これは小規模事業者というふうに捉えるのですか。

◇議長(三友美惠子君) 経済産業課長。

[経済産業課長 齋藤 恭君発言]

◇経済産業課長(齋藤 恭君) お答えいたします。

農業を営まれております方、この方も個人の事業主と、その方のお名前で販売等されていればなろうかというふうに思います。

◇議長(三友美惠子君) 6番柳沢浩一議員。

[6番 柳沢浩一君発言]

◇6番(柳沢浩一君) 今までは端境期で、農産品、ナスやキュウリやトマトなど、あるいはイチゴはもう出ましたけれども、そうした事業をしている方もいまして、これからの相場次第においては、コロナの関係において相場が安いというふうな、そうした被害も懸念をされるわけですから、本来であればその辺についても、何人引っかかるかどうか分かりませんけれども、認識をしておいてほしかったなというふうに思うところであります。

今後に関してその点について1点聞くのと、もう一つは玉村町も、今文化的なあらゆるセレモニーが中止になって、文化的な仕事、あるいは芸術的な仕事、これがどういう仕事であるかということは私も十分な認識はありませんけれども、音楽関係やらいろんな方もいると思いますけれども、いわゆるどこにも属していないフリーランスの皆さんに対するそうした配慮も、あるいはあってもよかったのかなというふうにも思いますが、その2点お聞きします。

◇議長(三友美惠子君) 経済産業課長。

[経済産業課長 齋藤 恭君発言]

◇経済産業課長(齋藤 恭君) お答えいたします。

1点目の農業者の方の関係でございます。幸いにして、ご質問いただきますように玉村町の農業、 米、あるいは麦、これが主力の方々が多くございます。この2月以降ということで影響が出ていると いうことになりますと、数件ではございますけれども、イチゴ農家、この方々につきましては若干影響が出ているかなというふうには考えております。

今後その野菜等につきましても、一応今の段階では家庭向けの野菜が多くございますので、その面でいきますと、販売につきましては多く出ていっているというふうにも伺っております。ただ、今後の影響ということでありますので、そうした状況につきましては、よく状況を把握させていただきながら、またJA等とも相談させていただきながら対応できればというふうに考えております。

それから、2点目でございますけれども、個人で芸術といいますか、そうした文化的な活動をされていらっしゃる方というご質問でございますけれども、まず1点、小規模の事業者の中で個人の事業者も含むということで対応はさせていただく予定でございます。その中で、その方がどういった事業をされているのかということによってということになってくるかと思いますけれども、相談をいただければ、またその個々の状況に対応できるように相談に乗らせていただければというふうに思ってお

ります。

◇議長(三友美惠子君) ほかに。

1番小林一幸議員。

[1番 小林一幸君発言]

◇1番(小林一幸君) 今様々な形での交付金によって、新型コロナウイルスの感染対策ということでやられていると思うのですけれども、まずちょっと私がお話をさせていただきたいのは、玉村町で感染をした6名が全て福祉事業所従事者というところを、もう少しこの事業の中に盛り込むというところを考えていただいたほうがいいのではないかなというふうに私は思っています。

福祉事業所、または医療関係もそうですけれども、本当に最前線で一番リスクがある中で、怖い中で、相手の方が感染しているかどうかというところも含めて、あと自分がもし媒介になってほかの人に感染してはいけないというところで、本当に毎日ぴりぴり、真剣に仕事に取り組んでいるのが現状です。ですので、この中で今日見た中では、予防費というところでのマスクですとかフェースシールドという部分のサポートというところが入ると思うのですけれども、私としては、できれば福祉事業所、医療従事者含めてですけれども、メンタル面のサポートというところが全く入っていないというふうに私の中では思っています。やはり町でこれだけの状況が出ているというところ、今感染事業所もう事業再開しているといった現状もありますけれども、そういった中で今この予算の中に盛り込まれているかどうかというのがはっきり私見えないものですから、そういった部分の体制なり、例えばメンタル面のサポート、あとはいろいろなやっぱり皆さんも報道で見ていると思いますけれども、風評被害なりというのが本当に多く出ているというような現状を、どう町の中で捉えているのかというところをちょっとお話伺いたいと思います。

◇議長(三友美惠子君) 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長(石川眞男君) 今の質問にお答えします。

福祉事業所に関しては、非常にこの間大変な状況であったということは認識しております。それで、 一くくりで申し訳ないのですけれども、取りあえず規模的な、小規模事業者の事務所も経営実態もあ るようなところは、この小規模事業者のくくりの中で給付支援策というものを対応したいと今回は考 えております。そういうことです。

◇議長(三友美惠子君) 1番小林一幸議員。

[1番 小林一幸君発言]

◇1番(小林一幸君) あと、さっき言ったメンタル面の、例えばサポート体制というのを町の中でどう考える、それは県がやるのか町がやるのかというのは、はっきりは分からないのですけれども、利用者さんもそうだし、サービス提供者側もそうだと思うのですけれども、精神的な不安ですとか、そういったところというのがあると思うのですけれども、それを町の中にも多くの風評被害とか、い

ろんな連絡が多分多く入っているのではないのかなと思うのですけれども、それに対して町はどうい う形でやっていくのかなという部分をちょっと伺いたいと思います。

◇議長(三友美惠子君) お答えしていただける方はいらっしゃいますか。

ちょっと質問が一般質問的になってしまっているので、項目についての質問ではないので。 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長(石川眞男君) 今回の補正予算に関してはのっていませんけれども、当然この間の4人の感染者、そして都合6人の感染者、その中で福祉事業所をめぐって起きたことというのは私ども認識しておりますので、それに対する対応は取れるように努力します。ただ、今回の金銭的な補正予算の中には入っていません。

◇議長(三友美惠子君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○字句等整理委任について

◇議長(三友美惠子君) お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その 他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議あり ませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

〇閉 会

◇議長(三友美惠子君) 以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議は全て終了いた しました。慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして令和2年玉村町議会第3回臨時会を閉会いたします。 大変ご苦労さまでした。

午前10時49分閉会